

令和6年度 四日市市地域防犯活動支援事業補助金について

地域のみなさんで取り組む防犯パトロールや子どもの見守り活動などに、その活動に使用する物品の購入に対して補助金を交付します。

補助の対象となる事業

防犯のための巡回や見守り活動、その活動を実施するために必要な研修
防犯に関する普及啓発活動



例) 誘導棒 帽子など

補助の対象となる経費

- ・ 活動に必要なとなる防犯用具の購入 ※ただし青色回転灯を用いたパトロールに限り、ドライブレコーダーも補助対象(1台につき、1万円まで)となります
- ・ 研修会で必要となる講師謝礼、会場使用料
- ・ 啓発に必要なとなる印刷製本費

補助額

補助対象経費(税込)の9/10以内(上限 10万円)

(補助対象1団体につき 10万円を限度とし、百円未満の端数は切り捨て)

申請に必要な書類

様式等は、市のホームページからダウンロードできるほか、最寄りの地区市民センター 及び 市民協働安全課で配布します。

- ① 自主防犯団体登録届 (第1号様式)(未登録の団体のみ)
- ② 補助金交付申請書 (第3号様式)
- ③ 事業計画書 (第3号様式添付資料)
- ④ 収支予算書 (")
- ⑤ 購入予定物品等の見積書 (写し可)



補助の対象とならない

経費があります!

食糧費、景品・粗品代などは、補助の対象経費と認められません。計画しているものが対象となるかどうかご不明の場合は、問い合わせ先までご相談ください。



申請

申請期限 令和6年6月28日(金)まで

提出先: 活動を主に行う地区の地区市民センター

申請後の流れ

- 交付の決定 提出された申請内容を審査し、交付額を決定します。
- 補助金の請求 交付決定後、支払いは事業完了後となりますが、必要な場合は、決定額の9割までを事前に請求できます。

※申請内容等に変更があった場合は、すみやかに変更の手続きをお願いします。

報告

実績報告

物品の購入など事業完了後は、実績報告書(第6号様式)に必要な書類を添えて、速やかに提出してください。
補助額の確定後、請求書に基づき、指定口座に振り込みます。

【問い合わせ先】

四日市市
市民協働安全課 小川
Tel 354-8179

ドライブレコーダーが含まれる場合の補助額計算例

例1 【(1台あたり)税込 11,000 円のドライブレコーダーを含む場合】

・ドライブレコーダー1台(税込) : <u>11,000 円</u> (単体で×9/10 すると <u>9,900 円</u>)	
・ベスト 10 着(税込) : <u>16,500 円</u>	
・キャップ 50 個(税込) : <u>26,000 円</u>	合計 <u>53,500 円</u>

$$\underline{53,500 \text{ 円} \times 9/10(\text{補助率}) = 48,150 \text{ 円} \rightarrow \mathbf{48,100 \text{ 円}}(\text{百円未満切捨て})$$

例2 【(1台あたり)税込 12,000 円のドライブレコーダーを含む場合】

・ドライブレコーダー1台(税込) : <u>12,000 円</u> (単体で×9/10 すると <u>10,800 円</u>)
・ベスト 10 着(税込) : <u>16,500 円</u>
・キャップ 50 個(税込) : <u>26,000 円</u>

ドライブレコーダーについて、補助率(9/10)をかけて1万円以上になる場合は、1台1万円(補助上限額)の補助として取り扱います。

ベスト・キャップについては通常どおりの補助率(9/10)で計算します。

- ① ドライブレコーダー : 10,000 円 (補助上限額)
- ② ベストとキャップ : $16,500 + 26,000 = 42,500 \text{ 円}$
 $\rightarrow 42,500 \text{ 円} \times 9/10(\text{補助率}) = \underline{38,250 \text{ 円}}$

$$\underline{\textcircled{1} 10,000 \text{ 円} + \textcircled{2} 38,250 \text{ 円} = 48,250 \text{ 円} \rightarrow \mathbf{48,200 \text{ 円}}(\text{百円未満切捨て})$$

ドライブレコーダーの申請は
青パト団体に限ります！

